

(第一類 第十一号)

衆議院 遠信委員会 議録 第四号

(一七〇)

平成七年三月十日(金曜日) 午前九時十一分開議			
出席委員			
委員長　自見庄三郎君			
理事　佐田玄一郎君			
理事　虎島和夫君			
理事　金子徳之介君			
理事　田中昭一君			
理事　荒井廣幸君			
佐藤剛男君			
坂井隆憲君			
宮崎茂一君			
佐藤憲次君			
高橋守良君			
今村修君			
堀達征雄君			
高見裕一君			
郵政大臣			
郵政大臣官房長			
郵政大臣官房審議官			
郵政省通信政策局長			
郵政省電気通信局長			
郵政省放送行政局長			
室長　通信委員会調査室長			
委員の異動 二月十七日			
出席政府委員			
出席國務大臣			
郵政大臣			
郵政大臣官房長			
郵政大臣官房審議官			
郵政省通信政策局長			
郵政省電気通信局長			
郵政省放送行政局長			
委員外の出席者			
丸山一敏君			
江川晃正君			
佐藤敬夫君			
佐藤慧次君			
小坂慧次君			
同月二十一日			
同月二十二日			
同月二十三日			
同月二十四日			
同月二十五日			
同月二十六日			
同月二十七日			
同月二十八日			
同月二十九日			
同月三十日			
同月十一日			
同月十二日			
同月十三日			
同月十四日			
同月十五日			
同月十六日			
同月十七日			
同月十八日			
同月十九日			
同月二十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日			
同月廿二日			
同月廿三日			
同月廿四日			
同月廿五日			
同月廿六日			
同月廿七日			
同月廿八日			
同月廿九日			
同月三十日			
同月廿一日</td			

しては、高度情報通信社会の構築は、我が国が早急に取り組むべき最重要課題であろう、こういうふうに思つてゐるわけです。アメリカや韓国など諸外国が、統々と情報通信の高度化に向けた総合的な計画を発表しております。そついた中で、我が国としても、一刻も早くこの分野における長期的なビジョン、そしてまた具体的な行動計画を明らかにすべきだ、このようになつておられたわけですが、この基本方針は、具体的な目標時期やそしてまた行動計画を明らかにしており、諸外国の計画にも十分肩を並べ得るものと評価しておるところでございます。今後は、基本方針に定められた施策を迅速かつ着実に実行していくことが大事なことではなかろうかと思つております。

この法案は、基本方針の大きな柱の一つであるソフトの供給を具体化するものと位置づけられてゐると言えているわけですが、内閣の基本方針が決定された直後にこのような法案が提出されたということは、郵政大臣が推進本部の副本部長であるというふうなことを踏まえ、率先して基本方針の実行歩調を図る姿勢を示されたものとして、高く評価したいと思います。そういったことで、大出郵政大臣に、本法案の提出に当たつて、推進本部の副本部長としての御所見をお伺いしたいと思います。

○大出国務大臣 お答えをいたします。

今、横光委員おつしやつておりますように、この法律案は、いわばマルチメディア法案という意味では最初の法案になるんだろうという気がいたします。それだけに、非常に大きなウエートを持つ法案だというふうに思つております。

そこで、今御指摘の二月二十一日に決めました推進本部の基本方針、これは先般のプラッセルにおける国際会議でも説明してきたところでござりますけれども、これは文字どおり基本方針でございまして、政府が一体として取り組む上ででの行動原則、そして政策課題、これを明らかにしたというのがまず第一でございます。二番目に、この基本方針は、行動原則の非常に大きな柱の一つである情報通信インフラの総体的な整備を掲げ、

ネットワークインフラを初めとするハードやその上に展開するソフト、これを全体としてとらえて情報通信インフラ、これを整備していくことが不可欠だ、こういう趣旨のものでございまして、我が国の情報通信の高度化を図るために、こうした行動原則に基づく施策を着実に推進していくことが肝要だ。そういう意味で、今申し上げましたように、この法案はその一番最初に提出をした法案だということになろうと思うのであります。

具体的には、最も国民に身近なメディアである放送、これを通じて流通するソフトである、こゝに大きな特徴があると思っておるわけでございますが、放送番組に着目して、そのうち高度なもの制作を支援しよう、そういう趣旨の法律だと思つておるわけでありまして、郵政省としては高度情報通信社会の実現に向けて、以上の着実な実行を図つていく、こういう意味で、私も、今御指示ございましたように副本部長を務めさせていただいておりますが、職責を果たす意味で一生懸命頑張りたい、こんなふうに思つております。

ありがとうございました。

○横光委員 今大臣の前向きな御決意を賜り、大変心強く思つております。今後とも、副本部長として基本方針の着実な実施に努めていただきたいと思います。

○横光委員 今大臣の前向きな御決意を賜り、大変心強く思つております。今後とも、副本部長として基本方針の着実な実施に努めていただきたいと思います。

○横光委員 今大臣のお話にもございましたように第一号ともいいうべき法律案の意義を明らかにする意味において、幾つか御質問させていただきたいと思います。

本法案は、マルチメディア時代に対応して新しい放送番組の制作を支援するものと聞いているわけですが、本法案の対象であります受信設備制御型放送番組に変わっていく可能性があるのかどうか、そしてこのところをお聞かせいただきたいと思います。

○山口(憲)政府委員 御説明申し上げます。今行われております放送番組というものをどう

とらえるかということもございますが、今行われている放送番組というのは、放送局から送られてくる映像でありますとか音声といふのを、そのまま視聴するということだと思いますが、これに対しまして、今回提案をしております受信設備制御型放送番組と申しますのは、御家庭等で受信された情報を一たん受信設備 コンピューターの機能を持つものと申します。このことになりますが、そこに蓄積をいたしまして、そして視聴者の方がその情報をいろいろ選択をされたり、その一たん受信されたものを選択したりあるいは組み合わせたりして見ることができます。つまりある新しい技術革新を生かしてあるということで、最近の新しい技術革新を生かした放送番組ということになります。

例えどいうことでお話ししさせていただきますと、例えば英会話の講座というふうなものを見るなど、今の放送ですと、スタジオで行われている、流されているものそのままということでござりますが、そういう際に、例えばある言葉について発音をもう一度確認したいというふうな場合には、その部分を指定しますとその発音が再度また聞ける。あるいは、場合によりますと、日本人がしゃべる英語の発音を聞きたい、いや外国人、アメリカの人あるいはイギリス人が、そういうことも可能かと思われますが、そういうことが自由にできる。あるいはまた、前回のときにはこんなふうな説明だつたじやないかななどいうふうなことで、繰り返して前のところを取り出して見られる。これは、そういうふうなことが聞きながらできるというふうな、そういうふうなイメージで思つていただければというふうに思う次第でございます。

既存の番組に比べますと、大変こういう付加価値が高い、すばらしい番組ができるというふうに思つておりますが、現在の放送とどういう関係になっていくのかなということ、大変難しい問題でございます。今回、法律を提出させていただいている立場からいたしますと、もう現在の放送を駆逐するようなすばらしいソフトができる、大成功に終わればというふうにも思いますけれども、や

はり今の放送も非常にメリット、魅力がございま
すから、そういった意味では、共存をしていくと
いうふうな形になつていくのではないかといふ
うに思つてゐるということをございます。
○横光委員 今お話をありましたよつて、すばらし
い技術革新の新しい分野なわけですね。
私がある業界の方から聞いた話なのですが、こ
れらの新しいソフト分野の中で、日本の中でも優
秀な人材がアメリカ等に流出してゐるという現実
もあるらしいのですね。これはアイデア商売です
から、いい、すばらしいアイデアを出せば、アメリカ
の場合はすぐいろいろな形での投資あるいは融
資というものができやすい環境にあるわけです
ね。そういうことで、やはり日本ではいいアイ
デアを持ちながらもなかなかそれを生かし切れな
いという現実があるのではないか。そういう意味
で、我が国のソフト制作環境に問題点があるか
らではないかと思うのですが、この点について、
郵政省はどうのような認識をお持ちでしようか。
○山口(憲)政府委員 私どもも、いろいろこういつ
た制作者の団体等も設立されたりいたしましたの
で、そいつた方々からいろいろお話を伺いし
ております。そいつたものを踏まえて今回の法
律も提出をさせていただいているということでござ
いますが、そいつた方々からお聞きしております
ます環境問題の中で、一つは、多くの制作者の会
社というのは、新しい会社というふうなことでい
わゆる自己資本の蓄積が非常に少ない。いわゆる
不動産等の物的な担保価値のあるような資産が非
常に少ない。あるいはまた今度は金融機関の側は、
こういったソフトの分野に関するノウハウがまだ
十分に蓄積されていないというふうなことから、
やはり制作をするに当たつての資金の調達に困難
があるということが一つでござります。
それからもう一つは、こういったソフトは常に
新しい技術が求められるということから、そこで
使用されます設備というのも非常に最新のもの
が求められる。しかも、それが非常に高価で陳腐
化が速いというふうなことがございまして、個々

の制作者が、ただいま申しましたような資金調達が困難な上に加えて、なかなか負担が大きくなるという問題がござります。

それからもう一つは、放送というふうなことで考えてみますと、放送の事業者、それからそいつた新しいソフトをつくる制作者、それから今申しました金融機関、そういった間で必ずしも共通の情報流通というよつたものがなかなか行われていらないというふうなことがござります。そういう新たな情報の流通面にも問題があるということをございまして、私ども今回お願ひしております法律は、そいつた現実を踏まえまして、資金調達面あるいは施設面あるいは情報面で隘路があるといふふうなことで、こついうものを何とか開拓するような一方策がないかということでお願ひしているというふうなことでござります。制作者団体みずからもいろいろ問題点を検討して独自の取り組みも開始しているということで、そういうたもの支援できればというふうに思つておる次第でございます。

○横光委員 今御説明がありましたが、この法案の具体的な支援措置として、番組の制作に対する債務保証、そしてまた番組の制作のための共同利用施設の整備、それがこの第六条に規定されてゐるわけですが、今回これらの施策がソフト制作環境の改善に具体的に本当に役立っていくのか、そのところをちょっとお聞かせください。

○山口(憲)政府委員 そこで、具体的にどういうことをやろうとしているのかということをちょっと御説明させていただきますが、一つは、先ほど申しました資金調達面の問題でございますが、これにつきましては、通信・放送機構という認可法人ございますが、これが金融機関に対しまして、制作資金に関しまして債務保証を行つとうといふことを拡大していくだく、信用保証がこういつたソフトの分につきましてもできるよう拡大をしてい

ただくと、いうふうなことが一つでございます。
それからもう一つは、産業投資特別会計から出資を行ひまして、先ほど申しました施設面での、高価でなかなか購入が困難であるとか、使用頻度が低くて個々の制作者が整備するのは非効率だと、いう、そういう施設を中心的にいたしまして整備をして、共同で利用できるような施設を整備したい。それに対しても、ただいま申しましたように産業投資特別会計から出資をし、あるいはまた民間からあるいは開銀から等々の御協力も得て整備をしていきたいということをございます。

それからまた、情報面につきましては、一般会計からの補助金というふうな形での支援もいたしまして、先ほど申しました放送事業者あるいは番組の制作者あるいは金融機関の間の情報の円滑な流通ができるよう、例えばデータベースを構築するというふうな形で情報の提供をしていきたいというふうなことでござります。

私どもいたしましては、先ほど申しましたように、ここにところに問題があるということでございますので、これに対しても一定の手当てをしたということでございますので、かなりの環境整備になつて、いるのではないかというふうに思つて、いる次第でございます。

○横光委員 新しい事業参入の方たちの立ち上がりのための支援体制であるということはよくわかりました。これが十年間の臨時措置法案となつておりますが、十年たてば所期の目的が達成されるとお考えなんでしょうか。

○山口(憲)政府委員 今お話しのように、この法律は、立ち上がり期にあります制作者の支援をすることによってこういった放送番組の制作を促進するということによりまして、国民の皆様方が情報を選択する機会を拡大していく、そういうことを通じて高度情報通信社会の構築に寄与したい、こういうことでございますが、やはり基本は、民間の皆様が自立をしてやつていただくということが基本だというふうに考えておりまして、やはり支援というものにもおのずから一定の期間という

ものが必要だろ」と思つております。この法律の中では十年間ということでお願いをしておりますが、私どももいたしましては、何とかこういった事業は今後十年間ぐらいの支援で自立をしていくべきで、こういうことでござります。

○横光委員 今情報通信の分野のみならずあらゆる分野において技術革新というものは目覚ましいものがあるわけでございます。それはそれで歓迎すべきことでありましょうが、今後情報化が進んでいくと、これをうまく使いこなせる人とそうでない人との差が広がることも考えられるわけです。今回の番組についても、これを見るためには、先ほどお話をありましたように、パソコンやあるいはファミコン等のコンピューター機器を使えることが前提なわけです。

そうしますと、若い人たちにとつてはこれらの機器の操作は簡単な話でありますようが、例えばお年寄りの方などになるとそう簡単な話ではないわけですね。そしてまた、これからは高齢者や障害者の方々、こういった方々も含めた、だれもが情報通信の利便を享受できる、そういった社会を構築することが重要であろうと考えております。

現実にはこのための技術革新、技術開発等は直接企業の利益に結びつくというものではない。そういう意味で、民間分野、今、本来民間が中心にあるべきだというお話をございましたが、やはり民間分野だけではなくか前に進まないというのが現実ではなかろうかと思います。このようなビジネスにすぐに結びつかない基礎的な研究開発の分野、こういった分野にはやはり国が積極的に取り組むべきだ、このように考えております。

大きなものといたしまして、情報を持つ者と持たざる者に分かれる、そういう状況が生じないようには身体的な障害あるいは場所、そういうふうなにいうことが大変大事なことになつておりますて、国民の皆様が希望されれば、収入だとあるサービスを実現するということは基本の考え方になつているということだらうと思っております。この理念は、さきに委員からもお話をございました高度情報通信社会推進本部の基本方針の中でも、その行動原則の中で社会的弱者への配慮というふうなことで言われておりますし、それから先般のブレッセルで開かれました情報社会に関するG7の閣僚会合でも、議長総括の中でこの点について指摘がなされているというふうなことでござります。したがいまして、今御指摘のございましてそつとった福祉の面につきまして、情報通信基盤整備を進めていく上で配慮が大変大事だというふうに私も考えております。

そこで、具体的な問題でございますが、こういったことを実現していくために、郵政省の通信総合研究所で平成七年度から、このかぎになります基礎的、汎用的技術の研究開発を二十一世紀初頭に向けて推進していくこうということにしておりまして、特にこの中で、高齢者でございますとか障害者の方々を含めましてユニバーサルな利用ができるようについてこのことでの端末技術の開発を予定をしておりまして、ちょっと具体的に申しますと、聞く電子新聞技術とか手話認識技術というふうなものの研究開発をしております。

これはどういうことかと申しますと、電子化された新聞情報を御家庭に流しますと、その御家庭の端末では、その情報を音声で合成して、新聞を読み上げるというふうな形で音で出てくるというふうなこと、それから手話認識の方は、例えばテレビ電話などで健常の方と自由に話ができますように手話と言葉、例えば文字と音声が自動的に変わる、片方からは文字が出て片方からは音声で

出るというふうな形で自動的に変換する。そういうことができるような技術開発ができるべきだといふうなことで、これはなかなか技術的には難い要素があるというふうに聞いておりますが、いわゆる基礎的でまた非常に汎用性が高い、いわゆるキーボードレスというふうなコンピューターが実現するというふうな形にもなりますので、非常

○横光委員 今のお説明を聞いていますと、本当に想像のつかないような技術の革新がなされていて、それでまた、郵政省の方もそついた基礎的な開発に向けて非常に御努力されている。恐らくこういったことが実現されれば、本当に情報を得られる人あるいは得られない人の差がなくなつてくるし、随分と高齢者や障害を持つ方たちにも恩恵があるんじやないか、このように思つております。

また、そういういた技術革新のためにやはり大事なのは、情報ソフトの場合、人であろうと思うのですね。情報ソフトの充実を図る上でも、特に人材の育成が重要であろうと考えております。先ほど私は優秀な日本の人才が国外に流出しているという問題も指摘いたしましたが、これからマルチメディア社会を念頭に置いて、情報通信分野の人材の育成について、やはりここが一番大事だと思うのですが、この問題にはどのように取り組んでおられますか。

○山口(憲)政府委員 大変人材の育成は大事な問題だというふうに私どもも認識しております。情報通信に関する専門的な知識であるとか技能を有する人材を育成するということが、構築していく際に不可欠なものだというふうに考えておりまして、委員も御案内のように、從来から郵政省では、電気通信基盤充実臨時措置法ということで人材研修の事業を推進してきているということをごぞいなして、從来からかなり一生懸命で力を入れてきているということでございます。

充実させていくことが必要だというふうなことで、実は本年の一月二十五日からマルチメディアに対応した人材育成の在り方に関する調査研究会といいうものを開催させていただきまして現在三回ほど既に研究会を開いておりますが、こには、学識経験者はもちろんござりますが通信・放送の事業者あるいはメーカーの方、ソフツウェア開発企業の方、それから地方公共団体あるいは教育機関の方、こういった非常に多彩な方々にお集まりをいただきまして、どういうふうにこれからの人材の育成ということをやつていつたらいいかというふうなことで多角的に御検討をしていただいているというふうなことでございまして、ゆづくりはできませんので、私どもは、本年の四月にはぜひ報告をまとめてほしいというふうな委員の先生方にお願いをしているというふうなとでございます。

○横光委員 視聴者がこの番組を見るためには今のテレビだけではだめなわけですね。先ほどのお話でも、ファミコンとかパソコンとか、そういうもののが要る。そのほかに、テレビのはかに蓄積するための受信設備が必要だというお話をいたが、これはどのような受信設備が必要となるのか。そしてまた、その負担がどれほどのもののか。余り大きい負担だと、これはやはりなかなか普及というところに結びつかないんじゃないかと思いますが、このところはちょっと、簡単で結構でございますから、御説明願います。

○山口(憲)政府委員 こういうものを受信していくためには、どうしても従来のテレビだけというわけにはまいりませんで、やはりコンピューターの機能を持つたものをつけていただくことが必要でございます。端的には、パソコン、それから今家庭にありますファミコン、これもかななり普及しておりますが、そういうもの、場合によりますと、だんだん普及していくとある一定の機能が内蔵されたテレビというふうなものも出でてくるかなと思っておりますが、いずれにいたしま

しても、そういう付加されるものが必要だと
うことでござります。

現在のところ、パソコンで申しますと十万円
から三十万円くらい、アミコンですと二万から
五万くらいかなと……（大出国務大臣「二万くらい
ならないのがあります」と呼ぶ）二万くらいだ
うでございますが、と思いますので、私どもと
ては、いいソフトができる魅力があれば、かな
ういうものを使っていただけるんじやないか
いうふうに思つております。

○横光委員 時間が参りました。最後に、今後
マルチメディア社会を構築するためには、今お
しのよくなソフトと、そしてまた光ファイバ
等のハード、これが車の両輪として一体的に整
されていくことが極めて重要であろうと考えて
ります。これについての郵政省の基本的な考え方
をお聞かせください。

○山口（憲）政府委員 今先生が御指摘されまし

ように、車の両輪と申しますか、そういういた二〇一〇年の部分、ハードの部分とソフトの部分の整備とうのが非常に大事だというふうに思つておりますが、これは、昨年の五月電気通信審議会からいだいた答申の中でもそういうた結合的、一体的な整備というふうなことがうたわれておりますが、これは今回の推進本部の基本方針の中でもこの考え方全体として取り入れられておりまして、情報通信インフラの総体的な整備という原則のもとに、二〇一〇年には全国整備を、そして二〇一〇年までは先行整備期間というふうな形でネットワークの整備とソフトを総合的に整備するということとなっております。

したがいまして、もう一つ別の法律もお願ひを郵政省としてしておりますが、この法律では、特許法のアリケーションの分野、ソフトの分野の充実化に力を入れて、両法案それぞれ充実をさせてはうまくいくのではないか、こういうふうに考えておられる次第でございます。

○横光委員 この法案が成立しますと、今ずつお話を伺いましたが、新しくそいつた分野に

もう思つてもなかなか入りにくかつた人たちのための立ち上がり支援の法律である、あるいはまた、これから高齢者や障害を持つ方たちのために非常に大きな意味を持つ法案である、そういうことも感じました。技術革新、目覚ましいものがこの情報通信の分野にあるわけですが、どうかこれからも郵政省の皆様方の御努力を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

いわゆるデジタル放送の現状、それとともに今後の展望みたいな部分をお聞かせ願いたいと思います。

○江川政府委員 我が国におけるデジタル放送を行つております現状は、現在、BSそれからCSを利用する音声放送というのがござります。これを事業者、十三チャンネルでデジタル放送をやつております。逆に言いますと、それ以外は衛星放送も地上放送もCATV放送もまだアナログでやつているというところでござります。

しかし、そういう現状でござりますか。今後の展望という視点で見ますと、二十一世紀の知的社會を展望いたしますと、先ほど来答弁がございます通信と放送の間にソフトを相互に活用できるようになりますが、マルチメディア時代に向けた通信と放送の融合を進めるためにも、大概の人は放送もデジタル化しなければならないという点では共通になつていると考えております。

このため、郵政省いたしましたは、デジタル放送の早期導入が可能となりますように、昨年の六月から電気通信技術審議会というのがございますが、そこで地上放送、衛星放送、CATVの各放送メディアを対象とした放送方式を

作成する、デジタル放送の規格化でござりますが、これに取り組んでまいりました。本当にたまたまでございますが、きょう、CSを利用する衛星テレビ放送、CATVについて放送方式の暫定方式がこの審議会から出されることになつております。そして、これに基づいて今後実験をやつていこうということにしております。

そういう実験などを踏まえまして、郵政省いたしましては、今後、地上放送、衛星放送、CATVのすべての放送メディアを通じてデジタル放送の導入が行われていくようになるだろう、またそういうしていきたいと考えているところでございま

ががフアミコンのデータ放送、そういう形が一つの例だと思うのですけれども、今後の具体的な番組の、こういったものがなってくるというその概念といいますか、それとともに、将来例えばこういうものもある、こういうのも出てくるだろう、そういう予想を含めてお聞かせ願いたいと思います。

○山口(憲)政府委員 こういった受信設備制御型放送番組の具体的なイメージ、それから将来的にどんなものがというのはなかなか難しい問題でございます。と申しますのは、我々の能力を超えた、想像できないすばらしいものをつくりていただきたいというのがこの法律の意味合いでござりますので、私が御説明できる程度のものでは法律を必要としないのかもしれません。

いずれにいたしましても、若干観念的になりますけれども、先ほども御説明申し上げましたように、現在行われています放送と違いまして、放送局から送られてきました、デジタルで送られてくることになりますが、そういったデータを一人受信設備で蓄積して、一定の操作を視聴者の方が加えられて視聴される、こういうことでござります。

現状でこれに似ているなと思われますのは、本当の初步的な形態でございますが、文字多重放送というものがございまして、これはニュースでありますとか娛樂などの情報を、一定の操作を加えますとどんどん変わっていくという形で、ページをめくるような感じで画面で見られるというふうなこと。それから、今お話をございましたけれども衛星放送によりますデータ放送というものの、あるいは有線放送の一部についても行われるというふうなことでございますが、そういうデータ放送のようなものも始まりつつあるということをございまして、これらも、画面上に表示されてくるメニューの中から必要なものを選んで画面に出させるというふうな、そういう形で実際に提供されているという段階にございます。

今後、情報量が飛躍的に増加して、また提供の

ががファミコンのデータ放送、そういう形が一つの例だと思うのですけれども、今後の具体的な番組の、こういったものがなってくるというその概念といいますか、それとともに、将来例えばこういうものもある、こういうのも出てくるだろう、そういう予想を含めてお聞かせ願いたいと思います。

○山口(憲)政府委員 こういった受信設備制御型放送番組の具体的なイメージ、それから将来的にどんなものがというのがなかなか難しい問題でございます。と申しますのは、我々の能力を超えた、想像できないすばらしいものをつくりていただきたいというのがこの法律の意味合いでござりますので、私が御説明できる程度のものでは法律を必要としないのかもしれません。

いずれにいたしましても、若干観念的になりますけれども、先ほども御説明申し上げましたように、現在行われています放送と違いまして、放送局から送られてきました、デジタルで送られてくることになりますが、そういったデータをたくさん受信設備で蓄積して、一定の操作を視聴者の方が加えられて視聴される、こういうことでございまます。

当の初步的な形態でございますが、文字多量放送というものがございまして、これはニュースでありますとか娛樂などの情報を、一定の操作を加えますとどんどん変わっていくという形で、ページをめくるような感じで画面で見られるというふうなこと。それから、今お話をございましたけれども衛星放送によりますデータ放送というもの、あるいは有線放送の一部についても行われるというふうなことでございますが、そういったデータ放送のようなものも始まりつつあるということをございまして、これらも、画面上に表示されてくるメニューの中から必要なものを選んで画面に出させるというふうなそういう形で実際に提供されているという段階にございます。

形態が充実してくることが予想されます
が、先ほど申しましたようにこれをいろいろ御説
明するのは難しい問題でございますが、例えばテ
レビジョンのスポーツ番組の中継等を見ていて
あるときに、そこからくる選手に関する情報が
欲しい、例えばスポーツ選手の過去の成績とか
過去のすばらしい活躍の場面とか、そういうもの
のちよつとウインドーのところを見てみたいと
いうふうなことがあつた場合にそういうことができるような、そういうことも可能になつてくる
のかなと思っております。
いずれにいたしましても、冒頭申ましたよう
に、私が御説明したもののはるかに超えた内容の
ものをつくっていただくというのが本旨でござい
ます。

○高木(陽)委員 まさに夢の放送番組となるよう
にしてもらいたいのですけれども、そういう放送
番組ができた、それを放送し始める、ところが、問
題は受け手の側ですね、受け手の方の受信設備で
す。先ほど横光議員の質問にもちよつとあつた
ように、アダプターの部分が必要だと思いますし、
ファミコンまたはパソコン、そういういた形の受け
手の方の受信設備がしつかりとしなければ、幾ら
いい番組をつくり、幾らその番組を放送したとし
ても何の役にも立たない。

その受信設備のいわゆる開発の現状、また、そ
れがどのような形で今後普及していくであろう
か、そこ辺のところも御説明いただければと思
います。

○山口(憲)政府委員 先ほども御説明申し上げた
ところでございますが、この放送番組を受信され
るために、パソコンあるいはファミコン等のい
わゆるコンピューターの機能のついたものが必要
だということをございまして、受け入れ態勢、現
在どんなふうな状況かということで、ちよつと御
説明させていただきたいと思いますが、今私ども
が把握しておりますところでは、パソコンの出荷
台数が年間で二百五十万台、それからまた、いわ
ゆる家庭用のビデオゲーム機器の出荷台数が年間

形態が充実してくるということが予想されますが、先ほど申しましたようにこれをいろいろ御説明するのは難しい問題でございますが、例えばテレビジョンのスポーツ番組の中継等を見ていて、あるときに、そこから出てくる選手に関する情報が欲しい、例えばスポーツ選手の過去の成績とか過去のすばらしい活躍の場面とか、そういうものもちょっとワインダーのところで見てみたいといふようなことがあった場合にそういうことができるような、そういうことも可能になってくるのかなと思っております。

いずれにいたしましても、冒頭申しましたように、私が御説明したもののはるかに超えた内容のものをつくりていただくというのが本旨でございまます。

○高木(陽)委員 まさに夢の放送番組となるようにしてもらいたいのですけれども、そういう放送番組ができる、それを放送し始める、ところが、問題は受け手の側ですね、受け手の方の受信設備です。先ほどの横光議員の質問にもちょっととあつたように、アダプターの部分が必要だと思いますし、ファミコンまたはパソコン、そういった形の受け手の方の受信設備がしっかりとしなければ、幾らいい番組をつくり、幾らその番組を放送したとしても何の役にも立たない。

その受信設備のハワードの開発の現状、また、そ

○山口(憲)政府委員 先ほども御説明申し上げた
が、どうな形で今後普及していくであろうか、そこ辺のところも御説明いただければ思
います。

ところで、ございますが、この放送番組を受信されるためには、パソコンあるいはアマコン等のいわゆるコンピューターの機能のついたものが必要だということをございまして、受け入れ態勢、現在どんなふうな状況かということで、ちょっと御説明させていただきたいと思いますが、今私ども

が把握しておりますところでは、パソコンの出荷台数が年間で二百五十万台、それからまた、いわゆる家庭用のビデオゲーム機器の出荷台数が年間

七百四十万台というふうなことでございますの
で、かなり受け入れ態勢ができるつあるのではな
いか。別の資料で見ますと、家庭でのパソコンの
普及率が一割ぐらい、一〇%ぐらいというふうな
ものもございまして、かなりこういうものは受け
入れられる態勢というものができつてゐるのでは
はないかなと思つておりますと、家庭でのパソコンの
普及率が一割ぐらい、一〇%ぐらいというふうな
そういう意味からいたしますと、やはり魅力のあ
るソフトをつくつていただきまして、したがいまして、
ドの面よりもまずソフトの方の充実ということがあ
差し向き求められているのじやないかというふう
に私どもとしては考へてゐるということでござい
ます。

ただ、いずれにいたしましても、この設備がな
るべく安く使いやすいものをということは大変大
事なことでございますので、先ほどもちょっと御
説明を申し上げさせていただきましたけれども、
いわゆるキーボードレス、言葉で全部認識をして
もらえるような、そういうコンピューターといふ
ものができますと大変に普及に弾みがつくのではないか
といふふうに思つておりますと、そういうふうなことにも引き
たいわゆる設備の開発というふうなことにも引き
続ぎ力を入れてまいりたい、こういうことでござ
います。

○高木(陽)委員　まさに受信設備の方も充実させ
ていかなければいけないということで、これは私
自身の持論でもあるのですけれども、こういうい
ろいろな法案を整備し、そういう支援策をどんど
ん練っていくということ、これは重要なことな
のですけれども、やはり郵政省みずからが例えば
パソコンだとか、そういうたものをもつともつと
果敢に利用していくべきなのではないかなという
気もするのですね。例えば各デスク、郵政省のお
一人お一人にパソコンがどんと置かれる。さらに、
まあこれは、今は放送の問題になつてくるので
パソコン通信で、何か質問をとりに来るときも、

一々郵政省の方が来るよりもパソコンで「発ばん」とやればそのままとれる、これぐらいにしないと、とにかくこの永田町、霞が関が一番おくれているといった、そんな気がするのですね。すけれども、大臣室にはこういうパソコン通信は置かれているのでしょうか。

○大出國務大臣 LAN、ローカル・エリア・ネットのみに、僕は大臣室に入つたことはないので、すけれども、大臣室にはこういうパソコン通信は置かれているのでしょうか。

○大出國務大臣 LAN、ローカル・エリア・ネットワークがございまして、ところが、これは、私の年代ぐらいになると、もうみんなちょっと不得手なんですね。私は、ファミコン、スーパーファミ、これは、スーパーマリオの時代からマリオブラザーズ、ドラクエ、今アラジンですけれども、ここらはうつかり五時間ぐらいやつてしまったりする方ですけれども、そういうわけですから通用しないのですよ。だから、まずそのレベルまでみんなが上がつてこないと成り立たないですね。しかし、ございます、LANが。

○高木(陽)委員 大臣がそうやつてスーパーファ

ミコンもやつてているということにして、ほかの省庁と比べると一步進んでいるのかな、そんな気もしますけれども、本当にお金もかかる問題ですし、やつかり五時間ぐらいやつてしまったりする方ですよ。だから、まずそのレベルまでみんなが上がつてこないと成り立たないです。しかし、ござります、LANが。

○高木(陽)委員 大臣がそうやつてスーパーファミコンもやつてているということにして、ほかの省庁と比べると一步進んでいるのかな、そんな気もしますけれども、本当にお金もかかる問題ですし、やつかり五時間ぐらいやつてしまったりする方ですよ。だから、まずそのレベルまでみんなが上がつてこないと成り立たないです。しかし、ござります、LANが。

○高木(陽)委員 大臣がそうやつてスーパーファ

ミコンもやつてているということにして、ほかの省庁と比べると一步進んでいるのかな、そんな気もしますけれども、本当にお金もかかる問題ですし、やつかり五時間ぐらいやつてしまったりする方ですよ。だから、まずそのレベルまでみんなが上がつてこないと成り立たないです。しかし、ござります、LANが。

○大出國務大臣 気をつけて申し上げますが、確かに今お話をございますように「経済フロンティアの拡大」に向けた情報通信政策の展開」ということで、私から発表いたしました。だから、そういう意味では幅広い分野においてソフト支援を行つて、これが建前であり、筋でございます。

しかし、考えてみると、やはり郵政省という立場でこれを何とか絞り込んで、ここをということにせざるを得ないんじやないかということになつてしまひまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだということになると、やはり放送といふところに、国民の生活に密着していることでもございまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだということになると、やはり放送といふところに、国民の生活に密着していることでもございまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだということになると、やはり放送といふところに、国民の生活に密着していることでもございまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだということになると、やはり放送といふところに、国民の生活に密着していることでもございまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだということになると、やはり放送といふところに、国民の生活に密着していることでもございまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだ

いた位置づけ、これはまさにそのとおりかなと

いう気がいたします。しかしながら、これはいろいろなところでも指摘されている、マルチメディア社会における、また特にソフト制作者においてもつといろいろ多角的に支援をしたかったのであります。また、そこには、予算関連ですから、大蔵省からのいろいろな制約もあつたかもしれません。そこら辺も、なかなか言いづらい部分もあるかもしませんが、経済フロンティアの拡大といつたその方針と今回の法案との関連性みたいなところを、できれば大臣にお願いいたします。

○大出國務大臣 気をつけて申し上げますが、確かに今お話をございますように「経済フロンティアの拡大」に向けた情報通信政策の展開」ということで、私から発表いたしました。だから、そういう意味では幅広い分野においてソフト支援を行つて、これが建前であり、筋でございます。

しかし、考えてみると、やはり郵政省といつた立場でこれを何とか絞り込んで、ここをということにせざるを得ないんじやないかということになつてしまひまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだということになると、やはり放送といふところに、国民の生活に密着していることでもございまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだ

いた位置づけ、これはまさにそのとおりかなと

いう気がいたします。しかしながら、これはいろいろなところでも指摘されている、マルチメディア社会における、また特にソフト制作者においてもつといろいろ多角的に支援をしたかったのであります。また、そこには、予算関連ですから、大蔵省からのいろいろな制約もあつたかもしれません。そこら辺も、なかなか言いづらい部分もあるかもしませんが、経済フロンティアの拡大といつたその方針と今回の法案との関連性みたいなところを、できれば大臣にお願いいたします。

○大出國務大臣 気をつけて申し上げますが、確かに今お話をございますように「経済フロンティアの拡大」に向けた情報通信政策の展開」ということで、私から発表いたしました。だから、そういう意味では幅広い分野においてソフト支援を行つて、これが建前であり、筋でございます。

しかし、考えてみると、やはり郵政省といつた立場でこれを何とか絞り込んで、ここをということにせざるを得ないんじやないかということになつてしまひまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだということになると、やはり放送といふところに、国民の生活に密着していることでもございまして、そういう意味で、じやどこに絞るんだ

いた位置づけ、これはまさにそのとおりかなと

いう気がいたします。しかしながら、これはいろいろなところでも指摘されている、マルチメディア社会における、また特にソフト制作者においてもつといろいろ多角的に支援をしたかったのであります。また、そこには、予算関連ですから、大蔵省からのいろいろな制約もあつたかもしれません。そこら辺も、なかなか言いづらい部分もあるかもしませんが、経済フロンティアの拡大といつたその方針と今回の法案との関連性みたいなところを、できれば大臣にお願いいたします。

状況もこれから出てくる可能性もあると思うので
すね。

そういう意味では、じゃ一つだけじゃなくて二つ、三つ、四つと、こういうことも必要になつてくるでしようし、そういうことから考えますと、今回は第一弾ですかから十億の三分の一の三億、そういうこともわかりますが、将来はこれをもつと拡大していく、それで、本当に基礎体力がついてきて、または大蔵等々の兼ね合い、または株式を上場して、資金調達がもつと規制が緩和されたりやすくなればそういう形をもう取つ払つてもいいと思うのですけれども、まさに今はもつともつと国を挙げて支援をしていかなければいけないのかな、そういうふうに思いますし、また、今後もそういう支援策を積極的にやつていただきたいな、そのように要望をしておきたいと思います。では統一して、この番組、いわゆる制御型の番組ですね。これはやはりつくる側、また一方見る側、いわゆる送り手と受け手、放送事業者とまたは視聴者という、こういったものがあると思うのですが、けれども、まず事業者の方の、いわゆる送り手側の現状ですね。例えば人員ですとか規模ですが、そういうたとえをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○山口(憲)政府委員 この受信設備制御型放送番組の制作をされる方というのは、どうしてもコンピューターの利用技術に関するノウハウというものが不可欠でござります。そういうことからいたしますと、現在CD-ROMソフトがパッケージの形で流通しておりますが、そういうものの制作者の方々が主として参入されてくるのではないか、こういうふうに私たちを見てているというところでございます。

そこで、これらの方々につきまして見てみますと、その制作者のほとんどが資本金が一千万から二千万円という程度でございまして、いわゆる自己資本の蓄積が非常に少ない、そういう会社が多いということをございます。大変業界の変化が激しいというふうなことから、なかなか数字でこの

業界を把握するのがまだ難しいという状況でござります。しかし、我が国では、CD-ROMの情報ソフトを専門に制作している会社が二百社程度というふうに言われております。

昨年の十月でございますが、ネットワークを通じてこういったソフトを提供していこうじゃないかという気持ちを持つておられる企業の方々がお集まりになって固体を設立されましたけれども、これには七十社の方が入っておられるというふうなことでござります。私どもとしては、小さいいふ數も少ない、やはり非常に力を入れていかなければいけないなというふうに感じて、次第でござります。

○高木(陽)委員 今、送り手側の現状、CD-ROMをつくっているとか制作している、二百社前後というお話をございましたが、今度は、要は受け手の側ですね。まだ実際問題そういう放送がないですからマーケットといった形では難しいと思うのですけれども、諸外国、いわゆるアメリカやまたはヨーロッパ、いろいろな形でマルチメディア社会を日本とする意味では競争してやつてあると思うのですけれども、そういったマーケットの現状として諸外国はどうなっているのか、これをお伺いしたいと思います。

○山口(憲)政府委員 今外国でどういう状況かといふのは私ども大変関心のあるところでございますが、こういう、私どもが御提案申し上げております受信設備制御放送番組のような機能を持つた放送番組の制作というのは、世界的に見ても、そうすぐございませんで、例えはアメリカでは动画などによって構成されているニュースの映像などを光ファイバーで伝送しまして、それを視聴者が画面上でパネルを操作して、その中から自分の関心に合ったニュースを選択して見るというふうなことが三大放送の一つのネットワークで行われてゐることでございまして、それを視聴者が、アメリカ等でも、これはこれから立ち上がっていくという分

野だというふうに私どもは考えております。
それで、市場の規模というお話をございますが、なかなかこれも難しうございまして、特に、外國の状況というのがそんなことでござりますので、わかりかねるのでございますが、既存のマルチメディア市場から推計をいたしまして、放送だけではございませんが、いわゆる映像ソフトといふように考えられる分野というのは二〇一〇年には十九兆ぐらいの規模になつてゐるのではないかと。そのときに、いわゆるマルチメディア市場全體が六十六兆円というふうに予測しておりますが、そういった中で十九兆円ぐらいが映像ソフトというふうな形になつてゐるのはないかということ、これは、電気通信審議会が答申を出した際にそいつた推計をしているということでござります。

○高木(陽)委員 今、現状というか展望みたいな話をお聞かせ願つたのですけれども、事業としては、やはり事業ですから、それなりのちゃんと採算がなければならないから。先ほども、国としてどんどんやれといふ、こういう意見を申し上げたのですけれども、一方でやはり、国の金を使いますから、それが、使いつ放しで事業としてダメだった、倒産してしまった、こうなるとまた納税者としてはどんなでもないな、こういった形になるわけですね。

ここら辺のところで事業の採算性の見通し、これもまた難しいところかなと思うのですけれども、やはりお金を出すからには、それがちゃんとペイされる、それがちゃんと企業、事業として成り立っていく、そういう見通しがないとダメだと思っています。そこら辺のところをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○山口(憲)政府委員 大変難しい御質問でございまして、企業としての採算性が確実でありますと、恐らく企業がみずから支援なしにやつていただけませんが、なかなかリスクがある。なんだと思いますが、なかなかリスクがある。

ただ、私どもも、今回こういう放送番組といふところに焦点を絞つてお願いしていますのは、やはりその分野が採算ベースということで考えます。

と一番いい分野ではないかといふに考へまして、先ほど大臣からもちよつと御答弁申し上げましたけれども、放送のところに限定したのは、ある意味では、民間の皆様方と一緒になつてやつていくということになりますと、民間の皆様方からもいろいろ財政的な支援をしていただかなければいけない。その際には、やはりそこで行われるものがある程度めどの立つものでなければいけない、こうすることでござりますので、そういったことも含めまして、放送番組というところに焦点を合わせてお願いしているということでございます。

なお、具体的に債務保証等をしていく際にも、そういうたりリスクをも勘案した金利といふうなことも考えていかなければいけないと思いますし、場合によりますと、成功報酬というふうなことで、うまく成功したときには応分の報酬を機構の方がいただくというふうなこともその中に盛り込んでいかなければいけない、こういうふうに思つておりますと、ぜひこの事業 자체がいろいろな財政的な問題を起こすことのないよう十分注意していただきたい、こういうふうに思つていて次第でございます。

○高木(陽)委員 事業として成り立つていく、これも今までいろいろなところで言われ続けてきたのですけれども、特にベンチャービジネスが日本というものは発展しづらい。一つは資金調達の難しさ、もう一つは、ようやくその芽が出てきたとなると、またこれは大資本の、例えは商社だとかそういうところがぱあっと乗り出してしまって、結局、一生懸命努力してきた、今まで特許をとるかとらないかというところの人たちがまたそこでつぶされてしまうといった、資本力の差に物を言わされてつぶれていってしまう、こういった状況があると思うのですね。

今、流れとしては規制緩和ですから、それをいろいろな形で規制していくというのは問題があると思うのですけれども、やはり郵政省が主管官庁でありますから、そういった本当にやる気のある

それぞれのベンチャーや、小さいけれども本当にこれからマルチメディア社会を担っていく、そういう企業の育成または保護、これも真剣に考えていただきたいな、そのように要望したいと思います。

続きまして、放送番組制作施設ですね。共同利用していきたいことで計画をしているようありますけれども、先ほどもちょっと聞きましたが、これも、一体何が必要なんだ、この施設というのは大体どういうものなのか、こういったところを端的に伺いたいと思います。

○山口(憲)政府委員 この共同利用施設というのは、先ほども申しましたように、番組の制作手法の開発のための機能を備えた端末を持つたり、あるいは多目的撮影用のスタジオを持つたり、あるいは映像の送出ができるかどうかというふうなことを検査する、そういう装置を備えた施設をつくっていこうというものです。

先ほどもお話ししましたように、規模として大体十億円程度というふうなことで考えておりますが、これを使っていただくのは、いわゆる共同で複数の方に、何かうまいぐあいに時間ごとに区切つて使っていただくとか、工程を分けて使っていただくとか、そういうふうな形でこの施設を運用していきたいな、というふうに考えておりまして、現在のところは一ヵ所どこか設けてやってみたい、こういうふうに考えているということになります。

○高木(陽)委員 自分も郵政省の方からいろいろ聞いて、例えばスタジオ、カメラ、伝送設備、そういった施設で十億。その施設を計画として一体どこにつくるのか、これをちょっと、あればお願ひします。

○山口(憲)政府委員 現在のところ、この設置場所ということは決めておりませんで、現在検討しておりますので、使われる方が最も便利のいいところということが一番大事なことだということで、皆さん方の御意見等をお聞きしてやっていきたいと思っております。

一方、こういう施設をつくる際には効率性とうふうなことも考へないといけませんので、いろいろこういった施設、私どもこれまでつくつて、ありますけれども、先ほどもちょっと聞きましたが、これも、一体何が必要なんだ、この施設というのは大体どういうものなのか、こういったところを端的に伺いたいと思います。

○山口(憲)政府委員 この共同利用施設というのは、先ほども申しましたように、番組の制作手法の開発のための機能を備えた端末を持つたり、あるいは多目的撮影用のスタジオを持つたり、あるいは映像の送出ができるかどうかというふうなことを検査する、そういう装置を備えた施設をつくっていこうというものです。

先ほどもお話ししましたように、規模として大体十億円程度というふうなことで考えておりますが、これを使っていただくのは、いわゆる共同で複数の方に、何かうまいぐあいに時間ごとに区切つて使っていただくとか、工程を分けて使っていただくとか、そういうふうな形でこの施設を運用していきたいな、というふうに考えておりまして、現在のところは一ヵ所どこか設けてやってみたい、こういうふうに考えているということになります。

○高木(陽)委員 続きまして、今度通信・放送機構が、今の共同施設、産投からずっと来て通信・放送機構として三億の出資となつたり、またあとは信用基金、いわゆる債務保証等々をやつしていくことがありますけれども、この通信・放送機構、これは今まで一体どんな活動をしてきたのか、そういう現状をお聞かせください。

○山口(憲)政府委員 通信・放送機構でございましが、これは、設立されたのは昭和五十四年といふことでございますが、やっております仕事は大きく分けて二つござります。

その一つは、いわゆる衛星の管制をするという業務でございまして、現在飛んでおりますCS3あるいはBS3等五機ほどでございますが、通信衛星や放送衛星の管制を行つていているというのが一つの大変な仕事でござります。

それからもう一つの仕事は、高度情報通信基盤の整備を目的として行われておりますいろいろな国策を支援する業務というふうな形で活動をしているということです。

そこで、過去で申しますと、いわゆる通信・放送の高度化の推進というふうなことでハイビジョン放送の普及促進というふうな仕事。それから、今度はいわゆる通信・放送事業者の支援ということで都市型CATV等の振興策を担当している。あるいは、地域の振興ということで難視聴地域の解消施策。それからまた、技術開発の促進ということでございまして、これから高度な三次元の画像情報が大変大事になるというふうなことで、そういうことが代表例でございますが、いわゆる技術開発を促進するような仕事。それから、福祉につきましても、先般法律を認めていただきまして、字幕放送の制作支援というふうなことの施策もここで行なっていますが、いわゆる新しい産業であるために情勢でお願いしています支援策をこの機構としてやらせていただきたい、こういうことでございます。

○高木(陽)委員 続きまして、先ほどもちょっと大臣の方にも、マルチメディアソフト制作に対して、その全体ということで伺いました。そんな中で、これもよく言われていることなのですが、アメリカの方はソフトが進んでいる、こういう言葉をよくされるわけですね。一方、日本の方は、光ファイバーもようやくこれからどんどん進んでいく、ハード面の方でも頑張り始めている、問題はソフトなんだ、こういう言われ方をよくされております。

そんな中で、アメリカと比べてソフト制作がおくれている、おくれていない部分もあると思うのですけれども、おくれてていると言われているその現状の比較、及び、おくれてているとしたらなぜそういうやつておくれているのか、こちら辺のとこのをお伺いしたいと思います。

○山口(憲)政府委員 日本はアメリカに比べておくれている、おくれてているというふうなこと、特にソフトについておくれてているというふうなことをよく言われておりますが、すべてがすべて必ずしもおくれていて、ということではないと思います。

ただ、御指摘のような、おくれてているなと思われるようなことをちょっと申し上げてみますと、例えば映像ソフトの制作というふうなことで見てみると、我が国はいわゆる大幅な輸入超過といふふうなことに現象としてなつておりますし、それから、ここで問題になつておりますCD-ROMというふうなものを見ましても、その制作は大体アメリカの三分の一程度というふうなことでございまして、こういったところは確かにおくれて思つております。

こういった制作環境の問題点といふうなことで考えてみますと、これまでお話し申し上げておりますが、いわゆる新しい産業であるために情勢が大変不足をしているというふうなこと、あるいは人的資源に依存しているというふうなことから、いわゆる物的担保がないということで資金調達能力がないということ、あるいはソフト制作機器が非常に高額であるということで投資負担が大き過ぎるというふうなことで、事業としてやつていくにはなかなか厳しい環境になつているということです。

そこで、今回私どものお願いしておりますのは、結果どういうふうになつてているかといいますと、結局大企業の下請的な状況に今なつてあるといふことでございます。

端的に申しますと、これは一般的に言われているということです。これは一般的に言われているといふこと申しますが、こういった形で、みずからソフトを開発してもその著作権とか、そういうものは自分の手元に残らないというふうなことから、どうも制作者の意欲がなかなか起こらないとか、能力発揮が十分できないというふうなことが言われているといふことです。

そこで、今回私どものお願いしておりますのは、こういったベンチャーティカルな中小の制作に対しまして、独立してみずから事業としてやつていけるような環境整備を図つていただきたい、こういうことをお願いをしているということです。

○高木(陽)委員 今回の法案も、その一環として、本独自のまたは日本の中必要だと思われるもの、そういう資本金のない人たち、そういう人たちの支援ということで、本当にこのソフト制作がおくれてしまふと、これはマルチメディア社会マルチメディア社会と幾ら声高に叫んでも、結局何にもならない。また、結局アメリカ及び欧米からの支援が育つてこないので、そういうのがたどん入つてくるだけで、日本独自のまたは日本の中必要だと思われるものが育つてこないので、そういう気がするのですね。

そういう意味から、ソフト制作の支援ということが本当に重要な課題であり、またもつと言え

ば、光ファイバーだとかまたはそういうパソコン、ハードの部分以上に本当に力を入れなければ、これはとんでもないことになってしまって、いうふうに痛感するのです。これは民間の企業の方々もそれをずっとと言われていて、郵政もそれをずっと言っていると思うのですよね。

来ている、これだけは御指摘のとおり間違いない
わけでございまして、したがって二十一世紀の通信・放送の融合に関する懇談会などもございまして、今進んでいるわけでございますが、そういう時期も参ります。したがって、多角的な視野から検討を進めまして、ソフトの流通に関する検討会、これも今進んでいるわけでございまして、知的所有権のあり方というのが最終的には非常に大きな問題にならうと思うのであります。アメリカの FCCのハント委員長に会つて話してみると、大変な競争現象が通信分野で出てくるんだけれども、行き着くところは知的所有権の問題だということになる。

所有権の問題、いわゆる著作権の問題が、これまさにこれから重要な問題になってくると思うのです。しかも、今回の制御型番組というのは、例えば私がイメージしているのは、ある意味ではC-ROMみたいな形になつて、いろいろと画面だけ幾つもみたいな形で、これを引き出してだとかそういうのをつくっていく上において、組み合せの問題もいっぱいあると思うのですね。組み合せになつたときに、ではもとの版権、これはどうなつてくるのかだと、いろいろな問題があると思うのです。

文化庁もずっとやつっていると思うのですけれども、郵政省としての特にマルチメディアソフトにおける著作権の考え方みたいなもの、これをお聞きたいと思います。

適切な著作権対応の施策を打ち出していきたいな、そう考へてゐるところでござります。

○高木(陽)委員 このソフトの著作権の問題も、まだ現実的に直面していらない部分ですね。想定していかなければいけないということなので、では現実問題としてこれとこれとこれ、今まででずっと、著作権者というか制作者の方が、勝手に使われているよ、こういうふうに言われたことによつて初めて初めて問題が生じて、というようなパターンが多くつたと思うのです。ところが、今回の制御型番組の制作に関しましても、まだできていませんし、これからいいよいよやつていこうということなので。

でもこれは、今までの著作権の感覚、今、江川局長もおつしやつたように、払う側ともらう側といふか、そういう立て分けがしつかりしていれば、何か問題が生じたときに、そこで話し合いをするなどとかまたは第三者がその調停に当たるだとかで

所有権の問題、いわゆる著作権の問題が、これまさにこれから重要な問題になってくると思うのです。しかも、今回の制御型番組というのは、例へば私がイメージしているのは、ある意味ではC-ROMみたいな形になつて、いろいろと画面で幾つもみたいな形で、これを引き出してだとかそういうのをつくつていく上において、組み合しての問題もいっぱいあると思うのですね。組み合つてわせになつたときに、ではもとの版権、これはどうなつてくるのかだとか、いろいろな問題があると思うのです。

文化庁もずっとやつてていると思うのですけれども、郵政省として特にマルチメディアソフトにおける著作権の考え方みたいなもの、これをお聞かせ願いたいと思います。

○江川政府委員　ただいま先生御指摘のようにマルチメディア時代の特徴の一つとして、確かに他人の制作したソフトを利用していくつたソフト者がさらに今度別の人を使われる、いわばソフト制作者イコール利用者というふうになつてしまつたところがあるうと思いますが、今後はもう入れ乱れてくるということに確實になると考えております。そういうのが今回の著作権問題の議論をする上での大変難しい問題の一つであるし、重要な問題だな。

それで、郵政省としましては、実はまことに申しあけないのでございますが、どうこれに対応していくべきらしいかという考え方の整理がまだできておりません。ただ、これはしかし重要な問題だということで、世の中の識者にお集まりいただきまして、また文部省の専門の方にも入つていただいたところです。そういうふうな形で、そういう著作権問題をどう整理するのかということを多角的な立場から検討しようということで、今しております。始まっていふところでござります。二年を予定して検討するということにしてございますが、そういうふたつを答えて、考え方をいただいた上で、我々として

適切な著作権対応の施策を打ち出していきたいな、そう考へてゐるところでござります。

○高木(陽)委員 このソフトの著作権の問題も、まだ現実的に直面していない部分ですね。想定していくかなければいけないことなので、では現実問題としてこれとこれとこれ、今まででずっと、著作権者というか制作者の方が、勝手に使われてゐるよ、こういうふうに言われたことによつて初めて問題が生じて、というようなパターンが多かつたと思うのです。ところが、今回の制御型番組の制作に関しましても、まだできていませんし、これからいいよいよやつて、いこうということなので。

でもこれは、今までの著作権の感覚、今、江川局長もおつしやつたように、払う側ともらう側といふか、そういう立て分けがしつかりしていれば、何か問題が生じたときに、そこで話し合いをするだとかまたは第三者がその調停に当たるだとかできたと思うのですけれども、まさに今回のマルチメディアソフト、またこの放送ソフトもそうですけれども、利用者がそのまままた送り手になつたりだとか、境界線がなくなつてしまつて、もつといますと、これは放送ソフトだけではなくて、これから通信と放送の融合みたいな形、マルチメディアというのはまさにその融合ですから、こうなつてしまふと、一体どこで線を引くんだ、どこまでだつたらお金払い、どこまでだつたら権利が放棄されちゃうのかだとか、これは本当に難しい問題。それで、ケース・バイ・ケースとなりますが、これは何万、何百万、何千万といったケースになつてしまつて、これはできないと思うのですね。だから、ある一定のところでひとつと線を引くしかないのかな、こういう気もするのですが、そつはいつてもまだまだ、何度も申し上げますように、現実ない問題ですから、それを想定しながらやれといつてもなかなか難しいのが現実なんです。

の立場からリーダーシップをとらないと、今までの感覚の著作権との問題を取り扱ってきた人たちが中心となつてやつてしまふと、本当にわけのわからぬ、本当にためにする著作権論議になつてしまふのじやないかな、そういうふうに思うのです。そこ辺のところで、郵政省がもつと一步も二歩も先んじてやつていかないとこの問題といふものは解決していかないし、もつといへば、混乱が起きてしまつてからではもう手おくれになる、そういういた危機感を私は持つてゐるのでしけれども、そこ辺のところで、どういうふうにお考えか、できればもう一言。

○山口(憲)政府委員 このマルチメディア時代を迎えての著作権の問題というのは非常に難しうございまして、先ほど江川局長からも御説明いたしましたように、現在 懇談会を開きました、その中に専門部会をつくつていろいろ研究をしていただいているということをございます。

この問題 まだ具体的にどう処理するかというところまでの展望ができておりません。いずれにいたしましても、一つは、著作権を保護するということが非常に大事なことでござりますが、それが同時に、今度は自由に使えるという部分も大切な部分でございまして、そこがうまくいきませんと、せつかくできてるすばらしいものが現実に生きられない、こういうことになりまして、その辺のバランスをどうとするかというのが非常に難しい問題でござります。

いずれにしましても、いろいろ議論しておりますのは、そういった中で、著作権の処理の仕方、どういうところにどういう手続をすれば自由に使えるのか、そしてどういう形でそれが保護されるのか、その辺の手続の部分が透明になることが非常に大事じやないかなというふうに思つております。

実は、今関西の方で新世代のプロジェクトをやらさせていただいておりまして、あそこでもいろいろ

いろいろのものを実験しておりますが、常にこの問題が絡んでいるところでございまして、現実的にもいろいろ勉強させていただいているところでございます。

○高木(陽)委員 時間も大分迫ってまいりまして、この法律、いわゆる制御型番組の問題だけではなくて、今度は、最後に幅広い形の問題についてお伺いしたいと思います。

というのも、これはよく言われている、郵政省と通産省の繩張り争い、こういうふうな言い方をされますが、マスコミはおもしろおかしくとらえられていますし、そんな中で、日経新聞の記事なんですねけれども、ずっと「通信が危ない」「ソフトへの『成さざる罪』」、こういった企画の中の一つで、ちょっと読みたいと思うのです。

郵政省が検討を始めたのは昨年の夏。郵政の外郭団体、「通信・放送機構」が保証人になり、ソフト開発への融資を受けやすくする制度であり、業界側も栗田やバンダイ社長の山科誠らが組んで支援に動いた。だが、外郭団体の「マルチメディアソフト振興協会」でソフト育成をそれなりに進めていた通産省から横やりが入った。――郵政省が所管しているのは放送・通信など「ネットワーク」で、「ソフト」なら我々にも相談が欲しい。

——マルチメディアの主務官庁は我々。重要なソフト振興を考えるのは当然（郵政省）。両者の間ではこんなやりとりがあつたようだ。結局、「調整できないなら予算は付かないと」という大蔵省の一言で、対象は垣根問題の発生しない放送ソフトへと変更された。

そ内閣の中に、政府の中にその推進本部をつくつて、総理が本部長となり、また郵政大臣が副本部長となつてという形をとつたと思うのですが、一體それがこの半年の間に、実際今回法案をつくるに当たつて、垣根の問題等々も出たのかもしれません、かもしれませんけれども、通産省と郵政省の絡み、こういつたところを、今現状こうなり、また今後こうなつていくみたいなどころで、できればお話し願いたいと思います。

○山口(憲)政府委員 今新聞を取り上げていろいろお話をございましたけれども、私はその立場におりまして、そんなに書かれるほど、何かえらく対立の図式で説明をされますのでどうも現実は、もちろんいろいろ話話し合いをさせていただいているということはござりますけれども、そんなに对立の図式で描かれるほど通産省と厳しくやつているというふうなことは、私は感じておりません。

今回の法律も、先ほど申しましたように、私ども自身が、やはり民間の皆さんと一緒に呼応して仕事をやつしていくこととなると、どうしても採算性があるというか、そういったことを考えませんと、何でも幅広くやればいいということにもなりません。そういう意味で、私どもはみずからこの放送の分野といふところに焦点を合わせて、そして、まあ今これはやつてみるということがよいのではないかとということの判断をさせていただいているということをございます。

それで、お話しのように、ここに盛られるこの中身等々を、関係省庁はたくさんござります、そういう意味では、この法案の中にも関係行政機関の長と協議をして進めるというふうな条項も入っておりまして、実際の運用に当たつても今御指摘を受けたようなことのないよう進めてまいりたい、こういうふうに考へておられる次第でござります。

○大出国务院大臣 私からも一言申し上げておかぬとまづいので申し上げますが、郵政、通産といふのは、何も日本だけではなくて、いろいろなこと

無理もない面もあるのですね。つまり、コンピューターといつたら通産だという式の物の考え方があるからなんですよ。だけれども、それじゃけんかしたら何もできませんしね。

ですからここは、今の通産大臣が橋本龍太郎君で、私は同期なものだから、そのところを話しまして、一切ひとつけんかをしないことにしようと、今一番大事なことはマルチメディアの方に向に向かって進める事と、話し合って分担をきちつと決めればいいということでやってまいりましたから、そういう意味でけんかはほとんどないので、そこに書いてあるのはちょっと書き過ぎだという気がするわけでござります。

ですから、今度アラッセルの会議も、第一セッションは私の分野だから私が、第二セッションは通産の分野だから、電子図書館その他は文部も絡みますけれども、君の方でいうふうに分けていましまして、そのとおりやっているわけでございまして、何とかそこは、どうならないようにならないと総力發揮できませんので、やつていきたいと思つております。

○高木(陽)委員 大臣同士でそうやつてうまくやつていただけた。これが本当にまさに大切なことでありますし、利用者の側から見ますと、通産がやろうが郵政がやろうが関係ないのですね。要はそれがしっかりと、使いやすいように、または普及をして本当に利便性がある、こういったことが一番大切なことだと思います。

特に自分自身が、自分もまだ一年生の議員なんですけれども、その前が新聞記者をずっとやつておりました。それで、いろいろなふうに取材をしたときに思ったのは、やはりつくり手と受け手、または生産者と消費者、この感覚、どうしても通産省というのは生産者側、メーカー側というような発想がかなりあるのは、これはやむを得ないと思うのですね、まあずっと長年の歴史があります

新しい情報産業の戦略を組んでいこうかというところを、ひとつ非常に勇気のあるといいますか聴聞な大臣のこととござりますから、どうですか、そういう発想は。

○大出國務大臣 や河村さん、わからぬわけじやないんですよ。それも一つの方法かもしれないなと思いますよ。

しかし、何を考えるかといえば、郵政省としてメーンになっているところを中心に、ここから入ろうということにするのが一番いいんじゃないかというののが、これが出てきている結論なんですよ。お話しのように、このおくれている云々、いろいいろなことあるんですか、この中にはCG、つまりコンピューターグラフィックスなども説明にあります、たくさん出てくるわけですね。

これは御存じの、アメリカの例の「ジユラシック・パーク」などという恐竜映画がありますけれども、あの手法というのはコンピューターグラフィックスの部分が非常に大きなウェートを占めているわけです。マイケル・クライントン原作、スピルバーグ監督ですね。あれを調べてみると、シリコンバレーにあるSGI、あれがハリウッドの七つばかりの企画室と全部契約結んでやっているわけですね。最初は大きなものをつくって、模型を、うまくないといふんで、三十メートルもあるたできないわけですからね、だから、みんなコンピューターグラフィックスになつていったわけですね。

この経緯も全部調べてみましたが、やることはいっぱいあるんですよ、ですから御説のとおり、だれども、まずこれでソフトをつくつていって、いいのをつくつてみたいと、まず成功させてみたい、できたら幅広がる、そのときでいいじやないか、先のこと、というつもりなんですよ。その方がいいんじやないかといふふうに思つてゐるんですがね。

○河村(た)委員 いや、本当にそうして、今言われましたシリコングラフィックスですが、そのいわゆる三次元処理というのが断トツに進んで

おりまして、だんだんやっていますと、これはこれで非常にいいと思ひますけれども、その先はどうもこれはえらい断崖がありそうなんですね。初めの放送のところでじわじわいくのはいいですが、いまいよ三次元画像を処理して、デイジタルで入つてますよね。いろいろな画像処理をして新しい何かをつくつていこうというようなことになつてくると思います。そなならなければデジタルでやる意味は余りない。

そこで、肝心のそういう画像処理はみんなシリコンとか、そういうところが押さえているよといふことで、これは目の前に結構意外な断崖が見えますよ。これは本当に、おだてるわけじやないですけれども、まだ本当にわからぬようなものを、わからぬと言つてはいかぬですけれども、まあまあ放送という一応とりあえずお金のかからない、みんながアクセスできる、アクセスできていうか受け取れる部分から、ビデオ・オン・デイマンドといいますけれども、やっぱりお金がかかりますのでなかなか難しい。

これは非常に立派だと思うんだけれども、そういう断崖が見える状況においては、これは郵政の実務としてはいいんですけど、ぜひ政治家大先生としては、あとりあえずと言われましたけれども、やっぱりこのフレームワークを、国にそれを取り組む、そちらの方もつくつていかないという意味で、私はこれは本当に、繰り返しますけれども、情報通信省という言い方はちょっと何か課機関みたいなあれで悪いんですけど、何か名前をつくつて、そういうような全般的な、だから、ある程度いくとこれはコンピューター処理の問題が当然出でるんですね、これは、まあ著作権も後で言いますが、それは出でますけれども、例えばCATVをとりましても、そういう方向で双方向都市型をやつていこうとしますと、例えばそれをユニットというのですか、差し込むところ、そういうのでもこれは純正部品みたいになつてしまつておつて、TCIなんかのですね。

やろうというふうになつてゐるわけで、アメリカでもその実務は郵政省がやつてますので、そう心配せぬでもいいんですよ。多分こちらがやると思うんですよ。そなしなければいかぬと思つておりますので、くどいですが、ぜひ一発やつたった方が大いに名前が上がるんでないかと思つておりますので、くどいですが、ぜひ一発やつたった方が大きい、お願いします。

○大出國務大臣 余り時間をとりたくないんで簡単にお答えしているんですけども、環境も違うんですね。アメリカを調べてみると、一年間に千五百万台パソコンがどんどん売れるんですね。これは全部来年に向けて新機種にしようというわけですね。なぜかというと、三百四十八社ぐらいの関係企業が企業提携、本当にあつちもこつちも企業提携です。何をやつてゐるかというと、コンピューターの端末、つまりCATVなども五千九百三十三万台世帯、七割近くがCATVに入っちゃつてゐるわけですからね。この端末はマルチメディアそのものですよ、これからは。

そういう状況にありますから、やろうとすれば、それこそ幅を広げてやろうといつたら何でもできると思うんですね。ただ、日本はそういう状況にないでしょ。CATV見つたてまだ本当に四・七%、都市型CATVというのは全世界の四・七%、アメリカは七割近いんですからね。そういう状況で全く違うということになると、やっぱり広げるよりは郵政省がメーンにしている放送、これから入ろう、そしてとにかくこれを成功させよう、これが私は今一番とり得る最善の方法じやないかなと思つてゐるといふことだけなんです。

○河村(た)委員 そういうことでござりますけれども、それを切り込もうとすることはよくわかりますけれども、やはりよほど総合的にかなりエネルギーを持つてコンピューターなんかと一緒に進まないと、やつたところが全部機器はアメリカ製になつちやつたと、それは一つの考え方ですけれどもね、そういうふうになる可能性が非常に強い。その断崖は目の先にかなり見える、そんな気持ちがするので、僕はこの際、コンピューターなんかと統合的にいろいろな考え方があなたなります。そこでは結構なんでございますが、大体今の話の中で出てきましたけれども、こういうデジタルソフトの開発といふことのいろいろな人材育成とか、それから何がありますかね、著作権の問題とか、いろいろな統合的に考える必要がある。その中で、そういうものの一つ、戦略論ですね。今言われたようにこれを切り口にするのをもう一度お聞きさせ願えませんですか。

[委員長退席、住委員長代理着席]

○山口(憲)政府委員 大変難しいソフトを振興していくためには多くの問題がござります。すべてを網羅して御説明できませんが、例えハードでは何といつても通信インフラのデジタル化といふのが大前提でござりますね。ですから、これはCSでそういったことができるといふな話になつてきておりますから、こういった意味では、伝送路といふ意味でのデジタル化といふのはまあまあ順調にいくんじやないかといふふうに思つておりますが。それから、それを支えるいろいろなサーバーとか端末とか、そういう問題がござりますし、それらには当然標準化といふ大変な問題がござります。これにつきましても、大変標準化の作業というのは、先ほど著作権の問題にもございましたように難しい問題がございまして、標準化を急ぎ過ぎるとどうも創意工夫といふふうなもののが挙げられるといふふうな問題がござい

まして、その辺の問題をどうやるか。

それから、今デファクトスタンダードというふうなものが非常に有力な方法で出てきておりますので、そういうものといわゆる公的な標準といふものとの調整をどういうふうに図るかといった問題がございます。

それから、今お話しの、何といつても人材の育成というのは、これはもう大変大事な問題でございまして、そういうふうに思つております。そして、そういうふうにつきましては先ほど御説明申しましたように今研究会をお願いしておりますと、この四月にも結論をいただいて具体的な施策に取りかかりたいというふうに思つております。

それから、先ほどお話し申ました著作権の問題がございますが、これもまあ私ども取り組んでみましたが、なかなかこれは難しい問題が、複雑な問題がございますが、しかし、これを環境整備というふうな形でしないことにはなかなか進まないということでおざいますので、その辺のところも力を入れていかなければいけないなと思っておりますが、いずれにいたしましても、今申しましたような問題は、先般の推進本部の基本方針の中でもそれぞれ政策課題として提示をされておりますが、その辺のところでもそれがどうなっているかお話し申します。

また、ひとり郵政省ということで考えましても、

今、二十一世紀に向けた通信・放送の融合に関する懇談会の中で、今申しましたような問題についていろいろお話を多角的に伺つているところです。

この辺では、この法案をお出しし、そしてまたこれを

いる次第でござります。

○河村(た)委員 まずこれを一つとりあげずきつかけにして、こつこつやつていくといふのです、

そういうふうな戦略論ということでおざいます

が、それで間に合うかどうかという問題は別としまして、ここはもう少し、今言いましたように、線

り返しますけれども、国の組織も含めた、コンピューターも完全に取り込んだ取り組みをこの際やつていただきたいという気がするんで、ただ、これを何とか成功させればこれはすごいと思いますけれども、確かに放送というのはやはり非常に身近ですから、非常にすごいと思いますので、大いに頑張つていただきたいということでおざいます。

著作権の問題、先ほど出ていますけれども、これは個別に審議会等でやることだと思いますけれども、ちょっとやはり、その先取りになるかどうかわかりませんし、これはもう大臣にこの辺のところを聞いていきたいと思うです。

これはデジタルになりますと、著作権の一一番根本は、やはり同じものを少なくとも保存しながら、ちゃんとやりますが、しかし、これを環境整備というふうな形でしないことにはなかなか進まないということでおざいますので、その辺のところも力を入れていかなければいけないなと思っておりますが、いずれにいたしましても、今申しましたような問題は、先般の推進本部の基本方針の中でもそれがどうなっているかお話し申します。

また、ひとり郵政省ということで考えましても、

今、二十一世紀に向けた通信・放送の融合に関する懇談会の中で、今申しましたような問題についていろいろお話を多角的に伺つているところです。

この辺では、この法案をお出しし、そしてまたこれを

いる次第でござります。

○河村(た)委員 まさにそういう問題をどう処理するかというのが実は一番難しいところでして、大臣にそれを今急にお尋ねになつても、大臣には

ちょっと……実は私も困つておりますので、私、立ち上がりさせていただいたわけでおざいます

が、本当にマルチメディアになつてデジタルになりますと、原データが、どれが原データかわからなくなるということが多々出てくるわけでおざいます。

そのことを全部封じてしまふますと創意

工夫がなくなりますし、さればといって、自由にしてしまつたらば、つくつた人の著作権保護といいましょうか、財産権の保護ができなくなる。本当にそこは悩む問題でございまして、先生おつしやいます、先ほど出でまいりましたマルチユースと申しますが、あるいはCDに使い、ビデオに使い、何とかに使いという、二次加工、三次加工というような問題も出てくる。

そういうようなものをすべて含めまして、先ほど通政局長からお答え申し上げましたが、今検討

しているところでござります。まだ私たち、ここ

で、こういう方向でやりたい、できるようになる

といふところまで御説明できるまとまりができる

いないということだけは正直なところでございま

すので、先生御指摘のそういう問題点、先ほど来

出でおります問題点も含めまして、我々がやつて

おります検討の場に問題提起をして、いろいろな

答へをその中で検討していただき、仕事の中に

使つていこうかな、そう考へているところで、お

許しいただきたいと思います。

○河村(た)委員 や、その問題点はまあわかる

わけですが、デジタルについては非

常に勇気ある発言をされております江川局長から

答へをその中で検討していただき、仕事の中に

使つていこうかな、そう考へているところで、お

許しいただきたいと思います。

○山口(憲)政府委員 大変難しいお話でございま

すが、今回のソフトの振興ということからします

と、著作権というか、やはりそういう部分も一つ

で、独立の事業者としてやっていかれるというこ

とであれば、そういう支援は受けでもなおかつ

とになりますので。だから、これもやはり著作権

ということからすると、一応苦しい状況ではあります

ですね。これもまたやはり著作権の一つのせめぎ合

いのところになつてくるだろうと思うのですけれ

ども、その辺の視点はどうでしょうか。今言つ

った同一性というものと、それから公的な資金を入

れたら、一応公的、みんなの共有財産だというこ

とになりますよね、債務保証をしていくというこ

とになりますので。だから、これもやはり著作権

で、基本的には著作権概念をかなり分解してやつていく方向へ、まあそれはじやどういうふうに、お金の問題もありますので、あときちつと整理せにやいかぬですけれども、そのくらいの話はぜひ郵政省としては旗としては振っていただけないかう言うかによつて全部決まってしまうことになりまますので、えらい寂しいなという感じがいたしました。

○山口(憲)政府委員 大変かたいお話をしているようで恐縮でございますが、ただ、一つは、やはり著作権というか、そういうものが自分の手に残るということが一つの大変な魅力になつてこのソフト開発に励むという部分があるわけござります。そして、著作権処理の上で大事なのは、それを自分で抱え込むということでは、これは本来、せつから開発したものが生かされないということになりますから、一番大事な点は、それをどういふうな形で皆さんに使ってもらえるように開発するか、いわゆる著作権の処理手続が非常に大切になります。

特に、二次利用、三次利用というふうな形でデジタル化していくと原著作というふうなものはなかなかわかりにくくなる、そういう状況の中で、どういう手続でそういう権利を保護していくのかという、まさにその技術的な問題が非常に大きい部分を占めているのじやないかと思いまして、そいつの観点で、著作権を守りながら、なつかつそれが皆さんに公開されるように、その手順が比較的透明にできるような、そういう方向を目指すというのが行き方ではないかといふうに考えているということでござります。

○河村(た)委員 じゃ著作権をやめまして、今度のシステムですけれども、一応二〇一〇年というところでしょうか、仮に、光ケーブルがファイバー・ザ・ホームということで全部入った場合、そういうなりますと、いわゆるオン・デイマンド型といふことでこちらから、映画にしろ動画でも、言えば見られるわけですよ。だから、地上波の放送会

社が一たん送つて、家庭に、セットトップボック

スかファミコンかわかりませんけれども、そこへわざわざブールする必要というのではなくありますし、一般的にはばと見ますと、セッソウ・ディマンド型というか、光ケーブルなりほかのがあるのかちょっと微妙なんですねけれども、ですから今度の制度はそういう意味で時限立法とするのかどうかわかりませんが、一応将来のオ

ン・デイマンド型というか、光ケーブルなりほかの方法で完全にインターネットになる状況までの一里塚というふうに判断をさせていただいたらいいのか、今回のこととは、これはこれなりに大きなまたメディアの一つであるというふうに考えさせていただいたらしいのか、その辺いかがでしょうか。

○山口(憲)政府委員

まず最初に、十年というこのお話をちょっととございましたが、これはあくまでも、このソフトの事業者が、十年間ぐらい支援

をしたら何とか自立をしてやつていただけるのではないかという、また我々もそういうふうな方向に向かつてやっていきたい、こういう意味での十年ということをございます。

そこで、ただいまお話しの点でございますが、

○山口(憲)政府委員 これは、今委員のお話を突き詰めてまいりますと、何か将来放送というものは要らないのではないかというふうな感じになつてしまふのかなというふうに受け取られたわけございますが、間違つていたら恐縮でございますが、ただ、私どもいたしましては、この放送の持つております同報機能といふふうなものはやはり非常に大事な機能として機能するのではないかというふうに思つております。

○河村(た)委員

ただ、今回お願いしておりますのは、そいつた放送の持つ機能をもつと高めていく、番組を通じまして高めていくということでお願いをしてい

ます。そこで、ぜひちょっとそのことだけ、これは大臣でいかぬですか。これは最後にしますので、

○山口(憲)政府委員 いろいろな形でサービスしていると思いますが、いずれにしましても、いろいろお話を伺いして一番いい方法をとるという

○河村(た)委員

ただ、今回お願いしておりますのは、そいつた放送の持つ機能をもつと高めていく、番組を通じまして高めていくということでお願いをしてい

ます。そこで、ぜひちょっとそのことだけ、これは大臣でいかぬですか。これは最後にしますので、

○河村(た)委員 提案されております本法案、今賛成するという立場から幾つかの点について確認させていただいたり、今後のいろいろな問題について、質問させていただきます。

この法案は、放送番組の制作を政府が支援する、それが放送事業者の責任において流されるということございますので、私どもは、この法案の施策が放送の自由というふうなものに影響するといふことはないというふうに考えております。それから、いろいろこういう支援をする際に、甲乙つける際にどうなんだというお話をございましたが、これも基本指針というふうなことを定めて、その中で詳細に明らかにしていきたいと思ってお

りますが、先ほど申しましたように、そのときの一番大事な点は、機能面ですばらしいソフトであります。そこで、そのところをござるということでお聞きしておきますので、そのところを中心にして御支援させていただく、こういうことをございます。

○矢島委員 そこで、先ほど乗質もあるのですか、山口局長の方からも、このタイプの放送の普及の見通しということでは難しい問題だ、パソコンの普及など受け入れ態勢はかなりできているというような答弁もございました。

そこで、この法案、十年の期限立法ですけれども、どの程度の世帯でこの間に普及できるだろうと見通しがありました……。

○山口(憲)政府委員 こういう法案をお出ししておいて普及の見通しは大変難しいのだとかお話しするのではなく苦しいのですが、正直なところ、それはなかなか心苦しいのですが、正直なところ、どういう形で展開していくのかということについて確認する、何か調査をしたとかなんとかというふうなことがございませんで、そういう意味では数字等で御説明するというのは非常に難しくうございますが、ただ、いずれにいたしましても、こういった、先ほど申しましたようにデジタル放送というものが可能になつてまいりますし、それから、それを受ける御家庭の方でも、かなりの、パソコンとかファミコンとか、そういういた受け入れる態勢というのができるおられますし、それから、今はそういうものを前提にして、対話型のいろいろコンピューター等、対話型で対応されるという形にもなつてきておりますから、受け入れる態勢というののはかなりできている。そういう意味では、いかにすばらしいソフトをつくるかという、そこにもうかつてきているというふうに私ども考えておりまして、したがいまして、そういう意味では、この法律をつくって、そして、そういうふうに私ども考えておりますが、まさにこういったものの普及に逆にながつっていくのだというふうに思っている次第でございます。

○矢島委員 いわゆるマルチメディア社会に向かっ

て今後こうしたタイプの放送が普及する可能性といふのは私もあると思います。現時点での見通しは定かではない、まだこれから問題といふことで今やっているところだと思うのです。こういう事業に一般会計の補助金二千万円とそれから事業費特別会計の方から三億円が支出されるわけですが、もちろん将来に向かって新しい技術の実用化を支援するということを私は否定するものではありません。ただ、放送の分野で緊急に支援が求められている分野があるわけです。言うまでもありませんけれども、阪神大震災の被害とのかわり合いでいうことで、大臣にお聞きしたいのですが、先ごろ成立いたしました第二次の補正予算では、NTTやCATVは低利融資を中心とした復旧支援策というのが盛り込まれました。しかし放送事業者は、これ実は財政当局からカットされた。本委員会でも論議されました。一方、一般放送事業者が認められなかつたといふのはおかしいのじゃないか。兵庫県の民放各局のあの地震の直後の被害者に情報を提供する活動だから、あるいはその後の放送などについては、大変大きな評価を得ていると思うのです。通信が遮断された中で、放送、特にラジオ放送、これが果たした役割は非常に大きかったと私は思うわけなのです。これがライフルインとして認められないということになると、今後にもかかわる問題だらうと思います。

しかし、現行の法律や諸制度はネットワークの上で経済活動が行われるなどということは想定されていないといふ点があるわけです。そこで、マルチメディアソフトあるいはその利用といふか、いわゆるアプリケーション技術を考える上で、利ユーザー、消費者、こちらの保護という観点がなくないのではないか。その点で教訓となるものにNTTのダイヤルQがあるかと思うのです。技術的には大したものではありませんけれども、電話という二点間の通信を媒介するメディア、これに不特定多数に情報を提供するという性格の違うメディア、これを乗せたわけです。ですから、そういう点で私はマルチメディアに共通する問題もあると思うのです。

そこで、このダイヤルQ²は社会的に大きな問題になつたことですけれども、各地で裁判などが行なつてていると思いますけれども、民間放送がこうなっていると私は思つます。大人向けの番組あるいは他人がダイヤルQ²を使用した場合に電話料金がどんどん容易に高くなつていくといふことになりますが、大人向けの番組あるいは不特定利用者相互間で通信を媒介する番組について、事前に申し込みがあつた者が利用できるといふふうに審査を行つて、不適切な番組は解約してしまうことがあります。ネットワークを通じて各種の経済活動や一つのネットワークの上にもう一つの社会ができる、こういう解説もされております。一面では確かにそういうことも言えるのではないかと私は思ひます。ネットワークを通じて各種の経済活動やあるいは人間の社会活動というものが行われる、こう想定されているわけです。

大きく今まで世の中から問題にされた点を申し上げますと、一つは、やはりわいせつな内容の番組等で、その番組内容が不適切だというような観点が一つかと思います。それからもう一つは、容易に利用できるというよなことで、料金も容易に高額になつていくと、いうようなことがあつたとあります。ネットワークを通じてあります。

そういうふうに思つております。

そういうふうにおきまして、サービスを提供しているNTTも、この改善に努力をしてきております。

具体的なことを少し申し上げさせていただきまことにあります。

具体的なことを少し申し上げさせていただきまして、番組内容につきましては、いわゆる倫理委員会が倫理規程といふものをつくりまして、その審査を行つて、不適切な番組は解約してしまうと、その点で教訓となるものにNTTのダイヤルQ²があるかと思うのです。技術的には大したものではありませんけれども、電話という二点間の通信を媒介するメディア、これに不特定多数に情報を提供するという性格の違うメディア、これを乗せたわけです。ですから、そういう点で私はマルチメディアに共通する問題もあると思うのです。

そこで、このダイヤルQ²は社会的に大きな問題になつたことですけれども、各地で裁判などが行なつていると思いますけれども、民間放送がこうなっていると私は思つます。大人向けの番組あるいは他人がダイヤルQ²を使用した場合に電話料金がどんどん容易に高くなつていくといふことになりますが、大人向けの番組あるいは不特定利用者相互間で通信を媒介する番組について、事前に申し込みがあつた者が利用できるといふふうに改善をしてきたりもしております。

私ども、今後ともこういう改善につきまして注

視をしてまいりたいというふうに思つておりますが、具体的な大阪高裁での裁判、これにつきましては、さらに上告もなされておるという状況でございりますので、裁判そのものについての言及といふのは差し控えさせていただきたいというふうに思つておりますが、NTTは、情報料の回収につきましてはこれを抑制して、通信料だけ回収したいたいという立場に立つております。

○矢島委員 大阪高裁の判決では、このダイヤルQ²については、電気通信事業法三十一条に違反した無認可事業として形式的違法性を有する疑いがある、こうも言つているわけです。これは当事者だけの問題ではなくて、NTTだけの問題ではなくて、郵政省も深刻な問題だと思うわけです。この大阪高裁の判決には、先ほど答弁にもありました、NTTは控訴しておりますけれども、その後九月八日に岡山地裁の倉敷支部で、電話加入者には情報料、通信料とも支払い義務がない、こういう判決を下しました、NTTは控訴を断念しておりますが、この判決ですべて確定している、決着がついていると思うわけです。ダイヤルQ²の料金については、情報料もそれから通話料も電話契約者の支払い義務はない、こういうのが今日の結論ではないかと思います。

今日のこういう状況の中で、電話での使用を前提にした電話契約款の規範にダイヤルQ²という別のメディアの料金徴収も含めてしまつた、そこに最初にボタンのかけ違いがあるのではないか。実際のシステムは根本的に改善されないまま、幾つか対処の仕方をおっしゃられましたけれども、根本的な改善というもの、つまり他人の無断使用に対するセキュリティが全く設けられていない、そういうシステムのままになつてゐる。先ほどありましたいわゆるアダルト物と言われるものについては申込制を導入したと言われますけれども、それだけのことである。ですからこの根本的な欠陥を正す決断をする時期に今來ているんではないかと思うのですが、その点いかがですか。

○五十嵐政府委員

ただいま幾つかの点について

御指摘がございましたが、まず、このサービス自身が認可を受けないでやつてあるものではないかという観点につきましては、いわゆる料金回収業務、この部分につきましては、これはNTTの附帯業務というふうに私ども法律的に位置づけております。それから、サービスを提供する通話料の部分、これは通信そのもので、認可を受けたやつている業務でございます。そういった意味で、必ずしも私どもは裁判所が先般下した判決と同じ立場をとつております。そういうことで、受けるべき認可は受けているというふうに考えております。

もう一つ、他人が使つていうことにつきまして、番組内容ということで、以下のところは一つの方策としまして、デジタル交換機が入つてきておりまして、申込者だけに開放するということをやつてまいりました。ただ、このサービス自身をどう考へるかという観点もあるのではないか。番組提供者でありますインフォメーションプロバイダーのサービスをまあねほかの人たちがどこからでもアプローチして使えるという観点もありまつては困るわけですし、ダイヤルQ²では自分の電話から接続できなくなるプロックというやり方、こういうことを少なくない電話契約者が行つりますので、申込者だけに開放するということをやつてまいりました。ただ、このサービスが限定された格好での利用という改善をひとまずしたところであります。今後とも推移を見ながら対応させていただきたいというふうに思つております。

○矢島委員 引き続き、この「国民生活」という国民生活センターが出していることの三月号、最新号ですけれども、これにも「情報提供会社から突然請求された有料情報サービスの情報料」という相談が載つております。まさに、まだまだいろいろと問題が引き続いて起つてゐるという状況にあると思います。ぜひいろいろな点での改善をしていただきたいと思います。要するに、他人の料金を支払い義務者が請求されるなどのトラブルが多発しかねない」、こういう一つの論評が載つております。

電話契約款では、電話を使用した者がだれであろうと、料金の支払い義務はこの契約者にあると。NTTはダイヤルQ²という新しいサービスを開始するとき、全く別の使い方をするメディアを、電話と同じように利用者を特定せず、電話契約者に料金を請求すればいい、こういうことで始めたわけです。私にしてみれば甘い認識で始まつたと思ひます。

そこで、大臣、こういうことの反省と教訓に立たなければ、このマルチメディア社会は市民生活

しかも、これからマルチメディア社会、そのアドリケーションというものを考えれば、まさに緊急を要する問題だらうと思うのです。ネットワークを使って買い物をする、自動的に銀行決済で料金を払う、こういう例えればテレショッピングを始めとしていろいろなものが想定されています。そして、恐らくそういう事態が想定されますと、消費者はなかなか怖くてネットワークへの参加というものを拒否するような事態になつてきますと、これは社会的な混乱を招くことになります。そこで、恐らくそういう事態が想定されますと、消費者はなかなか怖くてネットワークへの参加というものを拒否するような事態になつてしまつては困るわけですし、ダイヤルQ²では自分たちがアプローチして使えるという観点もありまつては困るわけですし、ダイヤルQ²では自分がアプローチして使えるという観点もあります。

○大出國務大臣

これは国際的な会議なんかでも

出でくる懸念でございまして、しかし、まだこれ

具体的に始まつてきているわけじゃないわけでございまして、こういうこともあるのではないかと

いうことです。今おっしゃるようには、社会や家

庭が受け入れなければこれは成り立たないわけで

ありますから。

○自見委員長

これは放送法に基づく放送番組の基準の策定義務がございますね。ですから、そ

ういう意味では、有料放送の役務提供等に関する視聴者を保護するという観点の規定があるわけ

であります。これだけで足りるかという問題

がござりますが、これがから今の法律

に基づいて支援をしながら進めていく過程で、今

いろいろな懇談会その他つくつておりますけれども、いかにして視聴者を保護するか、今御指摘

があるわけです。したがつて、これから今

のとおりでござりますが、そういう面で一層力

を入れて研究してまいりたい、こう思つております。

○自見委員長 終わります。

○自見委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○自見委員長 これより討論に入りますが、その申し出があつませんので、直ちに採決に入ります。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○自見委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○自見委員長 ただいま議決いたしました受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案に対し、虎島和夫君外三名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。金子徳之介君。

○金子(徳)委員 ただいま当委員会におきまして可決されました受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法施行に当たり、我が国が目指す高度情報通信社会の構築を強力に推進し、その早期実現を図るため、ネットワーク整備とともにこれと一体として幅広い多様な情報ソフトやアプリケーションの開発と普及を行うことが急務であることにかんがみ、次の各項の実施に努めるべきである。

マルチメディア社会における情報ソフトのマルチユース化の進展等に伴い、情報ソフトの充実の必要性が一層高まることにならぬ、受信設備制御型放送番組をはじめとする情報ソフトの制作にかかる低利融資、税制上の配慮等各種の支援措置を講ずること。

一 情報ソフトのデジタル化の促進等を図るために、人材育成を拡充するとともに情報ソフト関連技術の研究開発の充実に努め、制作者の権利を保護しつつ、その成果が高齢者、身体障害者等を含め広く利用されることとなるよう配意すること。

一 公共分野における先進的なアプリケーションの開発・普及及びこれらを支える基礎的・汎用的技术の研究開発を積極的に推進するため、財政金融上の支援措置を講ずること。

一 超高速ネットワークの国際接続等の国際間の共同プロジェクトの実施や発展途上国に対する技術等の提供等、グローバルな情報通信基盤の整備に積極的に参加・貢献するよう配慮すること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四派共同提案に係るものであります。案文は当委員会における質疑を勘案して作成したものでありますから、各項目についての説明は省略をさせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。

○自見委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

虎島和夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○自見委員長 起立多數。よって、本動議の採決いたします。

○大出國務大臣 これにて附帯決議を付することに決しました。

本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、大出郵政大臣から発言を求めるべくありますのでこれを許します。大出郵政大臣。

○大出國務大臣 ただいま受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。

○自見委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○自見委員長 内閣提出、電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大出郵政大臣。

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

次に、通信・放送機構法の一部改正の内容について申し上げますが、新たな勘定を創設するに際し、通信・放送機構の受信対策勘定を廃止し、衛星

○大出國務大臣 電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、電気通信及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、電気通信及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第三に、この助成金交付業務を行うため、国の補助金により、通信・放送機構に高度電気通信施設整備基金を設置し、特別の勘定を設けて整理することとしております。その他、所要の規定の整備を行うこととしておられます。

に必要な資金に充てるための助成金交付の業務を追加することとしております。

第三に、この助成金交付業務を行うため、国の補助金により、通信・放送機構に高度電気通信施設整備基金を設置し、特別の勘定を設けて整理することとしております。

附則第九条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(次項において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、通信・放送機構法第六条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に該当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第四条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四条中「機構の業務」を「機構の同条第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」に改め、同条の表第十一条の項の下欄中「電気通信基盤法第六条の規定」を「電気通信基盤法第六条(同条第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る部分に限る。)の規定」に、「及び電気通信基盤充実臨時措置法」を「並びに電気通信基盤充実臨時措置法」に、「第六条に規定する業務を」を「第六条第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)を」に、「及び

電気通信基盤法第六条に規定する業務」を「並びに電気通信基盤法第六条第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改訂する。

附則第十五条中第三十五項を第三十六項とし、第三十一項から第三十四項までを一項ずつ繰り下げ、第三十項の次に次の二項を加える。

31 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四十四号)第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者が、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律(平成七年法律第二号)の施行の日から平成九年三月三十一日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二条第五項に規定する高度有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であるものに限る)で政令で定めるものに対し課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

に対する事業の実施に必要な資金の借入れに係る利子の支払いに必要な資金に充てるための助成金を交付する業務を行わせることとし、あわせて当該助成金の交付の業務を実施するために新たな勘定を創設するに際し、通信・放送機構の衛星放送受信対策基金に係る勘定を他の勘定と統合する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由
電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るために、電気通信基盤充実事業に高度有線テレビジョン放送施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構に高度電気通信施設整備促進基金を設け、高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業を実施する者

平成七年三月十七日印刷

平成七年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P